

家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準

※ 平成30年4月開設予定の小規模保育事業施設は小規模保育事業A型

区分	基準	該当						
		家	A	B	C	居	保	小
	家：家庭的保育事業 A：小規模保育事業A型 B：小規模保育事業B型 C：小規模保育事業C型 居：居宅訪問型保育事業 保：保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上） 小：小規模型事業所内保育事業（利用定員19人以下）							
総則	基本方針等	<input type="radio"/>						
	家庭的保育事業者等は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

区分	基準	該当						
		家	A	B	C	居	保	小
総則	家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理念及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	○	○	○	○	○	○	○
	家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。また、家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	○	○	○	○	○	○	○
	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	○	○	○	○	○	○	○
	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	○	○	○	○	○	○	○
	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	○	○	○	○	○	○	○
	家庭的保育事業者等は、懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	○	○	○	○	○	○	○

区分	基準	該当						
		家	A	B	C	居	保	小
総則	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	○	○	○	○	—	○	○
	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。	○	○	○	○	—	○	○
	家庭的保育事業者等は、特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。また、市が認める場合においては、学校、学校給食センターからの搬入も可とする。	○	○	○	○	—	○	○
	利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	○	○	○	○	—	○	○
	家庭的保育事業者等は、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。	○	○	○	○	○	○	○
	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。	○	○	○	○	○	○	○
	家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	○	○	○	○	○	○	○
	家庭的保育事業所等は、保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。	○	○	○	○	○	○	○

区分	基準		
事業ごとに確保すべき面積			
設備の基準	分類	保育室等	屋外遊技場
	家	保育を行う専用居室9.9m ² （乳幼児3人を超える場合は、1人につき3.3m ² を加えた面積）	2歳以上児1人につき3.3m ² 同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地可）
	A	乳児室又はほふく室1人につき3.3m ² 保育室又は遊戯室1人につき1.98m ²	2歳以上児1人につき3.3m ² (付近の代替地可)
	B	同 上	同 上
	C	乳児室又はほふく室1人につき3.3m ² 保育室又は遊戯室1人につき3.3m ²	2歳以上児1人につき3.3m ² (付近の代替地可)
	居	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画	
	保	乳児室1人につき1.65m ² ほふく室1人につき3.3m ² 保育室又は遊戯室1人につき1.98m ²	2歳以上児1人につき3.3m ² (付近の代替地可)
	小	乳児室又はほふく室1人につき3.3m ² 保育室又は遊戯室1人につき1.98m ²	2歳以上児1人につき3.3m ² (付近の代替地可)

区分	基準		
設備の基準	給食について		
	分類	調理方法	設備
	家	自園調理（連携施設又は同一・系列法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	調理設備
	A		
	B		
	C		
	居	—	—
	保	自園調理（連携施設又は同一・系列法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	調理室
	小		調理設備

区分	基準	
設備の基準	耐火基準について	
	分類	項目
	家	火災報知器及び消火器を設置する。 消防訓練及び避難訓練を定期的に実施する。
	A	
	B	認可保育所に準じた上乗せ規制
	C	
	居	—
	保	
	小	認可保育所に準じた上乗せ規制

区分	基準			
職員	事業ごとの従事者			
	分類	保育従事者	食事の提供	嘱託医の有無
	家	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）	調理員（調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要）	有
	A	保育士 保健師又は看護師の特例有（1人まで）		
	B	1/2以上保育士 保育士以外には研修実施 保健師又は看護師の特例有（1人まで）		
	C	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）		
	居	家庭的保育者	—	—
	保	保育士 保健師又は看護師の特例有（1人まで）	調理員（調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要）	有
	小	1/2以上保育士 保育士以外には研修実施 保健師又は看護師の特例有（1人まで）		

区分	基準			
職員	事業ごとに確保すべき職員数（入所児童数：必要な保育従事者数）			
	分類	職員数	分類	職員数
	家	3 : 1 (家庭的保育補助者を置く場合 5 : 2)	居	1 : 1
	A	0歳児 3 : 1	保	0歳児 3 : 1
		1・2歳児 6 : 1		1・2歳児 6 : 1
		3歳児 20 : 1		3歳児 20 : 1
		4歳以上児 30 : 1		4歳以上児 30 : 1
		職員の合計に1人追加配置		職員の合計に1人追加配置
B	0歳児 3 : 1	小	0歳児 3 : 1	
	1・2歳児 6 : 1		1・2歳児 6 : 1	
	3歳児 20 : 1		3歳児 20 : 1	
	4歳以上児 30 : 1		4歳以上児 30 : 1	
	職員の合計に1人追加配置		職員の合計に1人追加配置	
C	0～2歳児 3 : 1 補助者を置く場合 5 : 2			

区分	基準	該当						
		家	A	B	C	居	保	小
保育時間	1日につき8時間を原則	○	○	○	○	○	○	○
保育内容	家庭的保育事業者等は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	○	○	○	○	○	○	○
保護者との連絡	常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	○	○	○	○	○	○	○